

平成 22 年度第 5 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 22 年度第 5 回仁淀川町農業委員会を平成 23 年 1 月 26 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 20 名

(事務局) 4 名

欠席委員 1 名

3. 議案

議案第 12 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (3 件)

議案第 13 号…農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書の審議について (2 件)

議案第 14 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について(1 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局長 挨拶

会長 挨拶

本日の出席数は 20 名、在任委員 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●● ●●●●) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 12 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 23 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡佐川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 111 m²の内持分 2/3

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 390 m²の内持分 2/3

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 45 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 145 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 151 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 181 m²

以上の 6 件で合計面積 1,023 m²で、内 2 筆は持分 2/3 となっており、いずれも譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

1 月 19 日に、地区担当農業委員、事務局、譲受人立会のもと、現地確認を行う。なお●●●●さんには電話で確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 24 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 19 m²

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

1 月 18 日に地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。なお、譲渡人 ●●●●さんには、電話で確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。

4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第25号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●●兼農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 89 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 190 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 90 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 148 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 208 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 471 m²

●●●●番 台帳は田 現況は畑で、面積 92 m²

●●●●番 台帳は田 現況は畑で、面積 347 m²

●●●●番 台帳は田 現況は畑で、面積 380 m²

以上の9件で合計面積 2,015 m²で、いずれも譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

1月22日に地区担当農業委員、事務局、譲渡人 ●●●●さん、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第 13 号

(農地法第 3 条 1 項による許可申請意見決定の件)

○受付第 6 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 165 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 1,359 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 45 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 197 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 85 m²

以上の 5 件で合計面積 1,851 m²で、いずれも譲渡理由は贈与となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

1 月 18 日に、地区担当農業委員、事務局、譲渡人の夫 ●●●●さん、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 7 号 (所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 56 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 123 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 122 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 73 m²

以上の 4 件で合計面積 374 m²で、いずれも譲渡理由は贈与となっております。

なお、譲受人●●●●さんは、先ほどの受付第 6 号の譲受人●●●●さんの妻であり、耕

作面積は、合わせて 2,225 m²となり 10 アールの要件を満たしていることを申し添えます。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

1 月 18 日に、地区担当農業委員、事務局、譲渡人 ●●●●さん、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において、夫 ●●●●さんの農地と合わせて 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第 14 号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について）

○受付第 1 号（農用地区域変更（除外））

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 地目は台帳・現況とも畑

除外面積は 58 m²の内 4 m²

変更後の用途は、携帯電話の無線中継所

変更理由は、●●地区周辺は、地形等が障害となり、電波不感または微弱地域となっています。また地区等からの要望もあり、無線中継所を新設する必要性が出てきたため、地上高 14.8m の金属ポールを建設し、無線中継所を開設することにより、●●地区周辺のサービスエリアの拡充を図るものであります。

〔担当地区農業委員 ●●●●委員〕

●●地区周辺には、他に最適な場所がなく、また 4 m²の除外であり、特に耕作に影響がなく、この農用地区域からの除外は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

その他

1 TPP 加入反対の町議会への要望

●●委員より、近隣町村の議会は国に対し TPP 加入反対の意見書を出しているが、仁淀川町

議会からは、未だ意見書が出されてない状況ですので、仁淀川町農業委員会から、町議会に対し要望していったらどうかという意見が出され、賛成者多数で、町議会に対しT P P加入反対の要望書を提出することになる。

2 農業委員会選挙人名簿登載申請書の審査について

事務局●●より、審査の依頼をする。

●●委員より、経営移譲年金の受給者が、選挙人名簿に登載することが可能かどうかの質問があり、事務局が調べて後日、報告することになる。

会 長 以上で平成22年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員